

高島市議会だより 号外

高島市議会議員政治倫理条例を制定しました

平成 28 年 12 月 8 日開催の 12 月定例会本会議におきまして、議員発議により提案されました高島市議会議員政治倫理条例を全会一致で可決しました。

制定の経過

高島市議会では、昨年 12 月に、公平、公正かつ透明で市民に開かれた議会運営と、議会の役割と責任を再確認し、不断の議会改革を推進することを目的とした「高島市議会基本条例」を制定しました。

この議会基本条例の第 16 条には「議員は市民の負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行う」ことが規定され、この条項を実現するために、引き続き議員の政治倫理条例の制定に取り組むこととなりました。

本年 2 月には、議会内に課題対応検討委員会を設置し、5 名の委員を選任して、政治倫理条例の策定に向けた検討を始めました。

4 月以降、課題対応検討委員会では、委員の意見を取り入れて作成した条例の原案を基に 6 回の会議を重ね、また 2 度にわたり議員全員で内容を検討して、条例案を作成しました。

条例案は、12 月 8 日（木）の市議会本会議で可決されました。

条例の内容

条例は全 18 条で構成され、第 1 条には「目的」として、「議員と市民との信頼関係を構築し、公正で民主的な市政の発展に寄与すること」を規定しました。

第 2 条には「議員の責務」を第 3 条には「政治倫理基準の遵守」として 10 項目にわたる遵守事項を規定しました（裏面）。

以下第 4 条には「請負に関する制限」を第 5 条には「就業等の報告義務」を定めました。

また、議員が第 3 条の遵守事項に違反したときは、その議員は審査の対象となることから、第 6 条から第 17 条までは、審査の請求と審査会の運営、結果の公表等について定めました。最後の第 18 条は、審査請求に係る様式等を規則で定めることを規定しています。

なお、この条例は、平成 28 年 12 月 9 日から効力が発生します。

条例の全文は、市ホームページ「WEB 市議会」に掲載しています。



彦根市議会における事例研修

主な協議内容

課題対応検討委員会と議会全員協議会において、最も議論的となったのは、条例素案の第3条政治倫理基準のうち、「議会において議員の立場で知り得た秘密をみだりに漏らさないこと。（ただし）議員の政治活動を妨げるものであってはならない。」という規定でした。

意図するところは、かつて議会全員協議会において、市の執行部側から示された個人情報外部に漏れた疑いがあったことから、市民の信頼に応えるために、また検討中の政策で未発表のものについても執行部から予め議員に説明がされるよう、議会全員協議会や会派代表者会議等で協議された事項のうち、市政の混乱を避けるため執行部から発表しないよう依頼されたものや、議長や出席の議員が口外すべきではないと判断したものは、地方自治法第115条や高島市議会会議規則に規定する「秘密会」と同様の取扱いをしようとするものです。

しかし、課題対応検討委員会において、「議会の会議は公開が原則であり、秘密にする必要はない。」「秘密という言葉は、どうしても市民に対し議会は何かを隠そうとしているのではないかと思われる。」という反対の意見があり、また「秘密を守ることは議員として当然のことであり、本来であればこのような規定を設ける必要はないが、政策過程の中で誤った情報が議員から発信され市民に誤解を招くことが危惧され、また個人情報を保護することも重要で、市民や市執行部との信頼関係を築くためにも、議員が秘密を守ることは必要である。ただし議員個人の政治活動までを規制するものではない。」といった意見がありました。

また、「未定稿の条例素案の内容が新聞折り込みで紹介されたことから、市民には『議会が市民の知る権利を奪い、議員としての役割を放棄する条例』を課題検討委員が検討しているという情報が流れ、本来の趣旨が正しく伝わっていない」という意見もありました。

協議の結果、全議員が賛成して条例を成立させるという思いから、秘密の規定を条例案から外し、議会内で議員が定めた「議員の申し合わせ事項」に規定することとしました。

高島市議会議員政治倫理条例第3条における議員の遵守事項

1	市民の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。
2	常に市民の福祉向上を目指して行動すること。
3	議員の地位を利用して金品の授受をしないこと。
4	市または市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人もしくは市の公の施設の管理を行う指定管理者が行う許可、認可または請負その他の契約に関し、特定の者のために有利または不利な取扱いをするような働きかけをしないこと。
5	市の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。
6	市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
7	その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為およびセクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
8	政治活動に関する寄附について、政治的または道義的な批判をされるおそれのあるものは受けないこと。
9	公職選挙法により禁止されている寄附、飲食物の供与その他の不正行為に該当するとの疑惑を持たれるような行為をしないこと。
10	政務活動費については、高島市議会政務活動費の交付に関する条例を遵守し、適正に執行すること。